

大都市における水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

(1) 水道料金

(平成29年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	(減免制度なし)	—
札幌市	(減免制度なし)	—
仙台市	1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯	基本料金相当額
さいたま市	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 市民税非課税世帯	口径13mmの基本料金
東京都	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 特別児童扶養手当受給世帯 4 社会福祉施設	1月につき10m ³ までの料金 料金の10%
川崎市	1 障害者世帯 2 要介護高齢者世帯	基本料金
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯 2 障害者世帯 3 要介護(4及び5)世帯 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 5 特別児童扶養手当受給世帯	基本料金
新潟市	(減免制度なし)	—
静岡市	(減免制度なし)	—
浜松市	(減免制度なし)	—
名古屋市	1 生活保護世帯 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 児童扶養手当受給世帯 5 障害児世帯	専用 705円 (各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額) 共用 670円 (各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額)
大阪市	(減免制度なし)	—
堺市	(減免制度なし)	—
神戸市	社会福祉施設	従量料金の10% (平成28年度までは20%)
岡山市	(減免制度なし)	—
広島市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 寝たきり老人等世帯 4 ひとり親世帯 5 社会福祉施設	1月につき10m ³ までの料金
北九州市	(減免制度なし)	—
福岡市	(減免制度なし)	—
熊本市	福祉的配慮が必要な場合	通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市(県が主に事業を実施する千葉市、相模原市を除く)計19都市

(2) 下水道使用料

(平成29年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	(減免制度なし)	—
札幌市	(減免制度なし)	—
仙台市	1 生活保護世帯	全額
	2 市民税非課税世帯	基本使用料
さいたま市	1 生活保護世帯	全額
	2 児童扶養手当受給世帯	1月につき10㎡までの使用料
	3 市民税非課税世帯	
千葉市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	1月につき10㎡までの使用料
	3 要介護(4及び5)世帯(65才以上)	
東京都	1 生活保護世帯	基本使用料
	2 児童扶養手当受給世帯	
	3 特別児童扶養手当受給世帯	
	4 高齢者世帯	
	5 社会福祉施設	使用料の20%
川崎市	1 障害者世帯	1月につき10㎡までの使用料
	2 要介護(4及び5)世帯(65才以上)	
	3 社会福祉施設	使用料の10%
	4 医療施設	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本使用料
	2 障害者世帯	
	3 要介護(4及び5)世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
相模原市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	基本使用料
	3 要介護(4及び5)世帯	
新潟市	生活保護世帯	全額(平成22年7月1日廃止、※合流区域の未接続生保世帯のみ減免継続)
静岡市	生活保護世帯	基本使用料
浜松市	生活保護世帯	基本使用料
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 基本使用料 共用 1月につき10㎡までの使用料
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	(減免制度なし)	—
堺市	(減免制度なし)	—
神戸市	社会福祉施設	5割相当額の減額(平成28年度までは全額)
岡山市	(減免制度なし)	—
広島市	生活保護世帯	1月につき10㎡までの使用料
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	生活保護世帯	基本使用料
福岡市	(減免制度なし)	—
熊本市	福祉的配慮が必要な場合	通常の使用料の数倍の使用料であり、かつ、使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市計21都市

(上下水道局作成資料)

営業所別停水予告・停水実施について（過去3年間）

（単位：件）

営業所		年 度		
		2 6	2 7	2 8
東 部	停水予告	4,497	4,303	4,057
	停水実施	791	744	722
北 部	停水予告	3,120	2,979	2,985
	停水実施	409	447	470
右 京	停水予告	2,993	2,410	2,216
	停水実施	336	280	245
西 京	停水予告	2,136	2,001	1,838
	停水実施	209	257	220
左 京	停水予告	2,155	2,096	1,859
	停水実施	255	272	230
南 部	停水予告	4,991	4,687	4,682
	停水実施	863	844	898

- 注1 東部営業所は、東山営業所及び山科営業所を再編し、平成28年4月に開設。件数には、再編前の東山営業所及び山科営業所のものを含む。
- 2 北部営業所は、北営業所及び丸太町営業所を再編し、平成27年5月に開設。件数には、再編前の北営業所及び丸太町営業所のものを含む。
- 3 南部営業所は、九条営業所及び伏見営業所を再編し、平成27年5月に開設。件数には、再編前の九条営業所及び伏見営業所のものを含む。

（上下水道局作成資料）

平成29年度は
助成金の上限が10万円に
増額するよ!

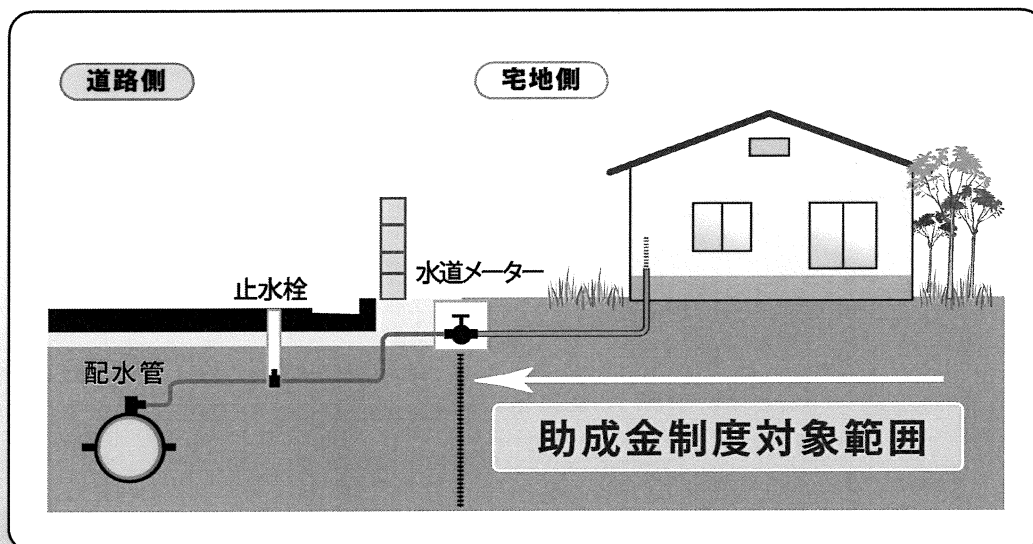


京都市上下水道局
マスコットキャラクター
澄都(すみと)くん

鉛製給水管 取替工事助成金制度

鉛製給水管取替工事助成金制度って何?

宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事（漏水修繕時に鉛管を取り替える工事を含む）を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。



- 対象 京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者
 - 内容 所有者が、宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事をするとき。
 - 助成額 対象となる工事費（消費税及び地方消費税込み）の2分の1です。
ただし、**上限10万円**が限度額となります。
 - 受付期間 各年度4月1日から翌年1月末まで
- ※ 助成金制度の利用をご希望の際は、担当の給水工事課（裏面参照）へご確認をお願いします。

チェックしてね!



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ひかりちゃん



京の水をあすへつなぐ 京都市上下水道局

鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績

年度	助成件数 (件)	助成金額 (千円)
19	20	893
20	40	1,714
21	45	2,088
22	80	3,133
23	78	3,269
24	58	2,549
25	81	2,636
26	23	1,076
27	44	1,842
28	24	1,118

- 注1 助成金制度は平成19年6月から実施
 2 消費税及び地方消費税を含む額である。

雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績について (平成28年度)

	申請件数 (件)	設置数 (基)	助成金額 (千円)
雨水貯留施設	114	143	3,910
雨水浸透ます	28	274	7,045

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

(上下水道局作成資料)



雨水貯留施設・雨水浸透ます設置助成金制度

はじめに

近年、局地的な集中豪雨や台風接近に伴う大雨により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」が発生しています。

京都市では、市民の皆様にも雨水を一時的に貯留し有効活用ができる「雨水貯留施設」や、雨水を地中に浸透させ市街地への雨水の流出抑制と地下水の保全ができる「雨水浸透ます」を設置していただくため、助成制度を設けていますので、ぜひご利用ください。

助成制度の内容

	「雨水貯留施設」 	「雨水浸透ます」 
助成の 対象	京都市公共下水道事業認可 区域内の建築物に設置する 雨水貯留施設（タンク） （展示・販売目的のものを除く）	京都市公共下水道事業認可 区域内の建築物に設置する 雨水浸透ます （展示目的のものを除く）
助成の 条件	<ul style="list-style-type: none"> ①1つの建築物につき4基まで ②容量が80L以上 ③設置前に事前相談が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ①1つの建築物につき4基まで ②「京都市雨水浸透ます設置基準」に適合 ③京都市指定下水道工事業者による施工 ④設置前に技術協議が必要 <p>※既に助成を受けられた方も、新たに別の雨水浸透ますを設置される場合、申請が可能になりました</p>
助成 金額	<p>購入費用の4分の3 上限37,500円（百円未満切捨て）</p> <p>※雨水貯留施設、分器具、蛇口、 架台の購入費が対象。 ※設置工事費用、送料、その他 手数料等は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに設置する場合 1基につき 25,000円 ●雨水浸透ますに取り替える場合 1基につき 設置工事費用 上限70,000円 付帯工事費用 上限30,000円

雨水幹線の現状と今後の整備予定

(1) 整備済の雨水幹線

施設名	事業内容	供用開始	貯留容量 (m^3)	建設事業費 (億円)
吉祥院幹線	口径 800 ~ 2,800 mm 延長 4,840 m	平成6年度	13,000	110
伏見幹線	口径 6,000 mm 延長 1,110 m	平成14年度	31,000	48
西羽束師川1-1号幹線	口径 3,250 ~ 5,250 mm 延長 6,630 m	平成16年度	78,000	404
桃山雨水幹線	口径 4,000 mm 延長 1,800 m	平成16年度	22,600	33
有栖川中央, 北, 南幹線	口径 2,200 ~ 4,500 mm 延長 3,430 m	平成19年度	39,000	98
堀川中央幹線	口径 6,000 mm 延長 2,690 m	平成20年度	70,000	133
堀川北, 北山, 今宮幹線	口径 1,800 ~ 3,750 mm 延長 2,160 m	平成20年度	30,000	83
東大路幹線	口径 1,350 ~ 4,500 mm 延長 8,100 m	平成23年度	67,000	445
大手筋, 南, 北幹線	口径 1,100 ~ 3,000 mm 延長 2,420 m	平成27年度	9,000	69
七条西, 七条東幹線	口径 3,000 ~ 3,500 mm 延長 3,750 m	平成27年度	32,500	96
塩小路幹線	口径 3,200 mm 延長 1,720 m	平成28年度	13,600	39
朱雀北幹線	口径 2,300 mm 延長 1,750 m	平成28年度	7,300	19
山科三条雨水幹線	口径 1,500 mm 延長 2,260 m	平成28年度	4,000	18

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

(2) 今後整備予定の雨水幹線

施設名	事業内容	供用開始	貯留容量 (m^3)	建設事業費 (億円)
新川6号幹線	口径 2,200 mm 延長 1,180 m	平成30年度 (予定)	4,600	20
花見小路幹線	口径 1,800 mm 延長 840 m	平成30年度 (予定)	2,000	15
山科川13-1号雨水幹線	口径 3,500 mm 延長 770 m	平成31年度 (予定)	7,400	25
伏見第3導水きよ	口径 3,000 mm 延長 2,200 m	平成31年度 (予定)	16,200	35

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

(上下水道局作成資料)

